

## 田原市セントファール駐車場の管理に関する年度協定書

田原市（以下「発注者」という。）と [ ]（以下「受注者」という。）とは、令和 9 年 4 月 1 日に、田原市セントファール駐車場（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の令和 9 年度の管理運営に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、受注者による本施設の管理運営（以下「本業務」という。）の実施内容及び本業務の実施の対価として支払う指定管理料を定めることを目的とする。

（本業務の実施内容）

第 2 条 本業務の実施内容は、別紙 1 田原市セントファール駐車場管理運営業務仕様書に定めるとおりとする。

（協定期間）

第 3 条 年度協定の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日とする。

（管理責任者の配置）

第 4 条 受注者は、駐車場等の管理業務を行うにあたり、管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

（駐車場等に配置する職員等の制限）

第 5 条 受注者は、駐車場等の管理業務を行うにあたり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者その他反社会的行為を行う者を配置してはならない。

（原形変更の承認）

第 6 条 受注者は、施設の原形を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

（指定管理料及び指定管理料の内訳）

第 7 条 指定管理料は、金 [ ] 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の指定管理料の内訳は、別紙 2 令和 9 年度田原市セントファール駐車場指定管理料内訳書のとおりにする。

（指定管理料の支払）

第 8 条 発注者は、受注者に対し、指定管理料を次のとおり支払うものとする。この場合、受注者は発注者に対して、当該指定管理料の請求を行い、発注者は受注者からの請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。

|             |   |     |   |
|-------------|---|-----|---|
| (1) 7 月請求分  | 金 | [ ] | 円 |
| (2) 10 月請求分 | 金 | [ ] | 円 |
| (3) 1 月請求分  | 金 | [ ] | 円 |
| (4) 3 月請求分  | 金 | [ ] | 円 |

（指定管理料の精算）

第 9 条 指定管理料のうち次に掲げる経費について、別紙 2 令和 9 年度田原市セントファール駐車場指定管理料内訳書に定める額に残額が生じた場合、受注者は当該残額を基本協定第 24 条に定める事業報告書の提出後速やかに発注者に返納するものとする。

(1) 光熱水費、修繕費及び清掃業務委託料は返納すること。

(2) 光熱水費が不足となる場合は、修繕料及び清掃業務委託料から流用すること。

なお、流用ができない場合は、発注者と協議し本協定書を変更することができる。

(3) 前項に掲げる経費について、経費間の流用を認める。

(権利義務の譲渡等)

第 10 条 受注者は、この協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りでない。

(定めのない事項等の協議)

第 11 条 年度協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、基本協定の規定に従い、判断する。

2 前項の場合において、基本協定に定めがないときは、発注者及び受注者の協議により、これを定める。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、発注者受注者双方がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 9 年 4 月 1 日

発注者

所在地 愛知県田原市田原町南番場 3 0 番地 1

名 称 田原市

代表者 田原市長 山 下 政 良

受注者 (指定管理者)

所在地

名 称

代表者